

水道管の漏水調査にご協力ください

宅地内のメーター器や止水栓などと、本管までの間の水漏れを調査します。腕章を着用し、身分証明書を携帯した上下水道局の委託業者が伺いますので、ご協力をお願いします。

留守の場合でも調査しますので、ご了承ください。なお、物品の販売・費用の請求を行うことはありません。

調査期間：7月上旬～10月末
対象：本庁管内・高階・霞ヶ関地区の一部、福原・大東地区の全域

*最近、建物内の水道管の清掃業者に関する問い合わせがありますが、上下水道局では、建物内の水道管清掃業者のあつせんは行っていません。

問い合わせ先：給水課維持担当
当・TEL 2233-3071

**しっかり管理！
小規模貯水槽**

いつでも安全で衛生的な水を使うためには、貯水槽の正しい管理が必要です。小規模

7月15日(土)、収納窓口を開設します

受付時間＝午前8時30分～午後5時

上記の日時に、市税と介護保険料の収納窓口開設および分割納付の相談を行います。ぜひご利用ください。

●納付できる税金・保険料の種類

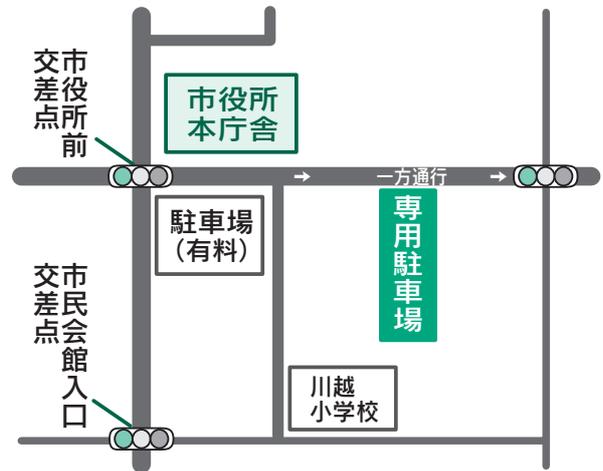
市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・法人市民税・国民健康保険税・介護保険料

●受付窓口

収税課⑥番窓口・国保年金課④番窓口（本庁舎2階）・介護保険課⑦番窓口（本庁舎1階）

*当日は、正面玄関をご利用ください。

*車で来庁の際には、右の地図の専用駐車場（無料）をご利用ください。



市税と介護保険料収納窓口を午後7時まで延長

下表の日程で、市税と介護保険料（65歳以上）の収納窓口を、午後7時まで延長します。昼間に納付や来庁が困難な方は、ご利用ください。納付相談も同時に行います。出張所での納付相談は、午後5時以降に受け付けします。介護保険料については、出張所での納付相談はできません。介護保険課へお越しください。

日程	受付窓口	
7月	10日(月)	古谷出張所・南古谷出張所・高階出張所
	11日(火)	福原出張所・大東出張所・霞ヶ関北出張所
	12日(水)	—
	13日(木)	霞ヶ関出張所・名細出張所
	14日(金)	芳野出張所・山田出張所
	18日(火)	—

収税課⑥番窓口
国保年金課④番窓口
介護保険課⑦番窓口

問い合わせ先…収税課滞納整理担当・TEL内線2384▶国保年金課国保収納係・TEL内線2477▶介護保険課保険料資格係・TEL内線2571

貯水槽（有効容量十立方メートル以下）を設置している皆さんは、次のような管理および検査を実施してください。

- 貯水槽の掃除は年一回、定期的にを行う
- 毎日、水の色・濁りなどの

検査と毎月の施設点検を行う

- 異常があつたときは速やかに給水をやめ、利用者に知らせたうえで、保健所に水質検査を依頼する
- 食品・環境衛生課（TEL 22

7・5103）または厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道検査機に依頼し、年一回定期的に「水質の検査」を受ける

*有効容量が、十立方メートルを超える貯水槽（簡易専用

水道）は、水道法三四条の二に基づく管理が設置者に義務付けられています。

問い合わせ先：給水課給水サービスクラス係・TEL 2233-3071

金婚記念品をお贈り します

ことし金婚(結婚五十周年)を迎える夫婦を祝い、九月に記念品を贈ります。

対象：昭和31年中に結婚し、ことし9月1日(金)の時点で市内に住んでいる夫婦

申し込み：高齢者いきがい課(本庁舎一階)・出張所・連絡所にある届け出用紙に必要事項を記入し、7月14

日(金)までに高齢者いきがい

課・出張所・連絡所に提出

問い合わせ：高齢者いきがい

課 高齢者いきがい担当・TEL

内線2553

一人暮らしの高齢者の 入居者募集

住宅に困っている一人暮らしの高齢者に、市が民間から借り上げているアパートをお貸しします。募集は一室(選

考)です。結果は、審査後直

接本人に通知します。

●入居資格

満六十五歳以上の一人暮らしで、次の条件をすべて満たしている方。

①生活保護を受けている、または市県民税が課税されていない

②市内に引き続き二年以上住んでいる

③現在、立ち退きを要求されているなどで、緊急に住宅

が必要

④独立して通常の生活を営むことができる

所在地：霞ヶ関北六丁目六・

二九・第二ことぶき荘二階

(平成三年建築)

間取り：和室六畳・台所・浴室・トイレ

家賃：五千円～二万円(前年度の収入により算定。礼金・保証金なし。光熱水費などは自己負担)

申し込み：高齢者いきがい課(本庁舎一階)にある申込用紙に必要事項を記入し、7月7日(金)までに同課に出

問い合わせ：高齢者いきがい課 高齢者いきがい担当・TEL

内線2553

ふれあいと対話が築く 明るい社会

●7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするものです。罪を犯した人たちの更生が円滑に行われるためには、その人自身の意欲だけでなく、その人を取り巻く地域社会の理解が必要です。市民の皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ：生活福祉課総務係・TEL内線2523

はかりの定期検査「お近くの会場どうぞ」

ことしは各出張所管内で、はかりの定期検査を実施します。左記の日程で定期検査を行います。営業用に使っている方は、計量器を会場まで持ち込み、必ず検査を受けてください。また、家庭用計量器(ヘルスメーターなど)の無料検査も合わせて行います。希望する方は、直接会場に持ち込んでください。

定期検査日程(7月)

*正午～午後1時を除く

日時	会場
6日(木) 午前10時～午後3時	霞ヶ関北出張所
7日(金) 午前10時～午後3時	福原出張所
10日(月) 午前10時～午後3時	大東出張所
11日(火) 午前10時～午後3時	JAいるま野名細支店
12日(水) 午前10時～正午 午後1時～3時	川越運動公園駐輪場
13日(木) 午前10時～正午 午後1時～3時	南古谷出張所 芳野出張所
14日(金) 午前10時～午後3時	北部地域ふれあいセンター 高階南公民館

電気式の計量器は、八月二十一日(月)から十二月十五日(金)までに、各商店・事業所を巡回して検査します。

本庁管内の方は、来年度実施する予定です。

問い合わせ：商工振興課

商工係・TEL内線272

3